

## 京都市立芸術大学大学教員選考基準

(平成24年4月1日理事長決定)

(趣旨)

第1条 この基準は、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)の規定に基づき、京都市立芸術大学(以下「本学」という。)の教員の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教授の資格)

第2条 教授となることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本学における教育研究を担当するにふさわしい教育研究上の能力があると認められる者とする。

- (1) 芸術、体育等について、特殊な技能に秀で、教育の経歴がある者
- (2) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者
- (3) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (4) 大学において教授の経歴がある者
- (5) 大学において原則として2年以上准教授の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(准教授の資格)

第3条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本学における教育研究を担当するにふさわしい教育研究上の能力があると認められる者とする。

- (1) 前条に規定する教授となることのできる者
- (2) 大学において准教授又は原則として2年以上専任の講師の経歴がある者
- (3) 大学において3年以上助教又はこれに準ずる職員としての経歴がある者
- (4) 修士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者
- (5) 研究所、試験所、調査所等に5年以上在職し、研究上の業績があると認められる者
- (6) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有する者

(講師の資格)

第4条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第2条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) その他特殊な専攻分野について、本学における教育研究を担当するにふさわしい教

育研究上の能力があると認められる者

(助教の資格)

第5条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本学における教育研究を担当するにふさわしい教育研究上の能力があると認められる者とする。

- (1) 第2条各号、第3条各号又は第4条各号のいずれかに該当する者
- (2) 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

附 則

(施行期日)

この基準は、平成24年4月1日から施行する。